

地方自治法の一部を改正する法律の施行に関する件

(昭和27、9、1、自甲第66号、)
(各都道府県知事宛 自治庁長官通知)

地方自治法の一部を改正する法律並びに関係政令及び総理府令は、それぞれ次のように公布され、本日から施行されることとなった。

地方自治法の一部を改正する法律（昭和27年8月15日法律第306号）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和27年8月15日政令第345号）

地方自治法第195条第3項但書の市を指定する政令（昭和27年8月15日政令第346号）

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（昭和27年8月15日政令第344号）

地方自治法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和27年8月19日総理府令第58号）

今回の改正の趣旨とするところは、第一には、地方公共団体の事務処理の自主性を可及的に保障するため、行政事務の再配分に資する措置として、地方公共団体の事務、行政機関及び職員等を別表において整理するとともに、国の地方公共団体に対する事務委任の手續を厳にし又地方公共団体の組織及び運営についても自主的決定の範囲を広くし、第二に、地方公共団体の組織及び運営の簡素化及び能率化を図って経費の節約と地方住民の負担の軽減に資し、もって現下の国家的要請に応えるため、議会の運営、執行機関の組織、各種執行機関相互の協力関係等の規定を整備する外、地方公共団体相互間の共同事務処理方式の創設及び都の区の制度の全面的改革等を行うこととし、第三に、本法施行以来の経験に徴し、市町村の規模の合理化の促進の措置、市町村の境界紛争その他地方公共団体相互の間又は地方公共団体の機関相互の間の紛争に関する調停制度の採用並びに国と地方公共団体との基本的関係を確立し、国が地方公共団体の組織及び運営に関して技術的な助言、勧告等によって協力する途を拓く等地方公共団体の組織及び運営を合理化しようとするものであるが、その根本は、独立後のわが国における地方自治制度を国力及び国情によりよく適合せしめ、もって地方自治の基盤をいよいよ鞏固にしようとするもので、これがため差し当り必要とする措置を講じたものに他ならない。

而して、今回の改正は、さきに行われた地方行政調査委員会議の勧告のうち地方公共団体の組織及び運営の改革に関するものに則り、その趣旨をほぼ全面的に実現しようとしたものであり、又昨年以來独立後の国内体制を整備するため、政府において検討を続けてきた中央地方を通ずる行政の簡素化及び能率化の基本方針に基くものである。

については、前記事項に御留意の上改正法の施行に遺憾なきを期せられるとともに速かに関係事項を各市町村に通達され新制度による自治運営に遺漏のないよう格別の御配慮を願いたい。

記

第1 総則に関する事項（略）

第2 普通地方公共団体に関する事項

一 （略）

二 議会に関する事項

1. 都道府県の議会の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができるものとさ

れたこと（法90②）。議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができないものであること（法90③）。

2. 定例会は、毎年4回これを招集しなければならないこととされたこと（法102②）。

三～四（略）

五 その他に関する事項

(一)～(二)（略）

(三) 当初予算審議に必要な期間を確保するため、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び五大市にあつては30日、その他の市及び市町にあつては20日までに当該予算を議会に提出するようしなければならないものとされたこと（法234①後段）。